

記 録

令和 7 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 9 月 2 日（火）

記 録

令和7年8月農業委員会定例総会議事録

令和7年8月農業委員会定例総会を令和7年9月2日（火）午後3時00分から
日向市役所 健康管理センター2階多目的ホールにおいて開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1 番	股 野 満 男	2 番	細 川 豪 邦
3 番	甲 斐 英 教	4 番	前 川 ふ じ 子
5 番	平 野 直 樹	7 番	海 野 善 文
8 番	鈴 野 浅 夫	9 番	治 田 健
10 番	松 木 親 則	11 番	山 本 恵 子
13 番	池 田 慶 子	14 番	新 名 浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15 番	岩 田 政 詞	16 番	黒 木 義 行
17 番	橋 口 泉	18 番	菊 田 泰 徳
19 番	佐 藤 力	20 番	田 代 百 合 子
21 番	河 野 美 紀	22 番	黒 木 博
23 番	海 野 茂 実	24 番	伊 東 松 実
25 番	溝 口 一 文	26 番	黒 木 藤 市
27 番	黒 木 敬 治	28 番	黒 木 豊 喜
29 番	山 口 佐知男	30 番	児 玉 克 朗

欠席委員（2名）

6 番	山 本 孝 志	12 番	黒 木 耕 作
-----	---------	------	---------

事務局出席者

事務局 長	寺 原 君 保	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	黒 木 信 介	主 事	赤 木 な な 実

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7 番 海 野 善 文

8 番 鈴 野 淺 夫

日程第2

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について

議案第40号 非農地証明願いについて

報告第36号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第40号 取消願について

報告第41号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

8 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 8 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、7 番海野善文委員、8 番鈴野浅夫委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 3 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 3 8、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 5 6 8 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止による売買による所有権移転です。所有権移転後は野菜を作付されると伺っています。

受付番号 3 9、土地の所在地は東郷町八重原、畑が 2 筆で 2 0 4 m²です。贈与による所有権移転です。現在果樹が定植されているので、引き続き肥培管理を行うとのことです。

全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 2 件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 3 8 担当の 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 3 番委員 2 3 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 3 9 担当の 2 4 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 4 番委員 2 4 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 3 7 号については許可することに決定します。次に、議案第 3 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 0、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 1, 2 6 2 m²です。売買による所有権移転で転用目的は鶏の埋却予定地です。今回譲渡人から鶏舎を引き継ぎ経営を行うのですが、経営するにあたり埋却予定地も確保しなければならぬため、譲渡人が埋却予定地として確保していたところをそのまま譲り受けるということで、今回の申請に及びました。埋却が発生するまでは、耕作はせず現状のまま管理していくとのことです。家畜衛生保健所には埋却予定地として確認済です。周囲に転用により影響を与える農地はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号 1 1、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 3 9 5 m²です。使用貸借権の設定で転用目的は一般個人住宅です。申請人にお話を伺ったところ、現在貸家に住んでいますが今後の生活を考えるにあたり 5 年程前に諸事情で諦めた申請地へ居宅を新築したいと考えるようになったことから、今回の申

	請に及びました。生活雑排水は合併浄化槽を設置し北側水路に接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第1種農地の許可基準に該当しているため立地基準も満たしていると考えられます。 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号10担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
23番委員	23番委員です。8月29日に現地調査に立ち会いました。事務局から説明のあったとおりで問題ありません。
議長	番号11担当の20番委員から補足があれば説明をお願いします。
20番委員	20番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第38号については承認することに決定します。次に、議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の修正をお願いします。15ページ受付番号22ですが、農政からの修正連絡が漏れていたため賃金の訂正をお願いします。賃金は上から6,931円、2,310円、4,208円、5,569円、5,982円です。5筆合わせて25,000円になるように修正されています。 受付番号16、土地の所在地は財光寺、田が7筆で3,004㎡です。新規の賃貸借権設定で、期間は令和7年10月1日から5年間、賃金は反当り玄米30kgです。 受付番号17、土地の所在地は平岩、田が1筆で812㎡です。耕作者変更による賃貸借権設定で期間は令和7年10月1日から令和14年1月31日まで、賃金は反当り10,000円です。 受付番号18、土地の所在地は平岩、田が2筆で2,754㎡です。新規の賃貸借権設定で、期間は令和7年10月1日から10年間、賃金は反当り10,000円です。 受付番号19、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で495㎡です。新規の使用貸借権設定で、期間は令和7年10月1日から5年3ヶ月です。 受付番号20、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で1,468.70㎡です。新規の賃貸借権設定で期間は令和7年10月1日から3年3ヶ月、賃金は合計で10,000円です。 受付番号21、土地の所在地は富高、田が2筆で2,117㎡です。新規の賃貸借権設定で期間は令和7年10月1日から4年2ヶ月、賃金は反当り6,000円です。 受付番号22、23は関連があるので併せて説明します。土地の所在地は平岩、田が5筆で606㎡、畑が2筆で782㎡です。新規の賃貸借権設定で期間は令和7年10月1日から2年間、賃金は田5筆で25,000円、畑2筆で10,000円です。 受付番号24、25、26は関連があるので併せて説明します。土地の所在

	地は日知屋、田が3筆で2, 908㎡です。新規の賃貸借権設定で期間は令和7年10月1日から4年4ヶ月、賃金は反当り玄米30kgです。 以上11件皆様のご審議をお願いします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。議案第39号については全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定します。次に、議案第40号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号21、土地の所在地は東郷町山陰、畑が3筆で2, 187㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号21担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
23番委員	23番委員です。現地は確認しております。問題はありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第40号については、証明書を交付することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第36号から第41号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第36号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書22ページから24ページまでです。届出件数は1件、土地は畑1筆で面積は15㎡です。転用目的につきましては、倉庫であります。 次に、報告第37号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書25ページから30ページまでです。届出件数は9件、土地は田1筆、畑11筆で面積は1, 379. 33㎡であります。転用目的につきましては、個人住宅等であります。 次に、報告第38号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書31ページから33ページまでです。届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は田1筆、畑5筆で面積は6, 686㎡であります。 次に、報告第39号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書34ページから37ページまでです。通知件数は3件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田12筆で面積は3, 968㎡であります。 次に、報告第40号取下書についてです。議案書38ページから40ページまでです。届出件数は2件であり、農地法第4条第1項及び第5条第1項についての取下げです。

以上、報告第36号から報告第40号までについて、既に事務局で届出を受け、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第41号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書41ページから42ページまでです。令和7年6月の定例総会で可決した農地法第5条申請2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。以上を持ちまして、令和7年日向市農業委員会8月定例総会を閉会します。